

木城町立木城中学校 部活動に係る活動方針

平成31年3月4日

(1) 部活動の目的

- ① 生徒が自らの興味・関心に基づいて、スポーツに親しむことにより、学校生活をより充実したものにするとともに、豊かな人生を送るための資質・能力を育む。
- ② 異学年における活動の中で、生徒同士や生徒と教師等の指導者とのよりよい人間関係を構築することを通して、コミュニケーション力や人間力の育成に資する。
- ③ 目標をもって活動し、達成感を味わうことで、チャレンジ精神や根気強く努力する姿勢を身に付け、主体的・積極的に行動する生徒を育成する。

(2) 設置する部活動

陸上部、軟式野球部、サッカー部、卓球部、女子ソフトテニス部の5つの部を設置する。

※ 社会体育で活動する柔道と剣道はクラブとする。

(3) 指導・運営方針

- ① 木城中学校の教育目標や部活動の目的に沿った活動とし、学習との両立を前提として指導・運営を行う。
- ② 大会等の結果だけでなく活動の過程を大切に、何事にも前向きに取り組む積極性と、最後まで頑張り抜く強い精神力を育てることを重視する。
- ③ 各部には顧問(必要に応じて副顧問)をおく。顧問は活動計画の作成や運営をつかさどるとともに、部活動生の指導、安全管理にあたる。(副顧問は顧問を補佐し、必要に応じて代行する)
- ④ 職員以外で部活動の指導を行うことができるのは、校長が委嘱した外部指導者に限る。
外部指導者は、宮崎県中学校体育連盟の指定する外部指導者講習会を受講し、西都児湯地区中学校体育連盟に申請し、受理されたものでなければならない。
- ⑤ 活動はできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的なものとなるよう、計画的に運営する。
顧問は毎月の活動計画を作成し、実施後は実績報告書を校長に提出するものとする。校長は、活動計画や実績報告等の確認により、生徒や教師にとって過度な負担とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑥ 活動中の生徒の健康面・安全面について十分な配慮を行うとともに、もし事故等があった場合は、生徒の命や健康・安全面を最優先に判断し、必要に応じて救急搬送等、適切に対応する。(急を要する場合、管理職へは事後報告で構わない)
特に、夏季における熱中症については、水分や塩分の補給、休憩時間の設定や、休憩に適した日陰となる場所の確保等について、適切な対策を講じるものとする。
- ⑦ 部員の人間関係については、いきすぎた先輩・後輩の関係やいじめ等が起こらないようにするなど、民主的で自治的な集団となるよう配慮する。
- ⑧ 各部には主将・副主将をおく。主将は、部のまとめ役として、また、顧問との連絡係として、

部の健全な活動に努める。副主将は主将を補佐し、必要に応じて代行する。

- ⑨ 部活動の適正な運営を図るため、定期的にキャプテン会を開くものとする。また、キャプテン会での内容について、顧問や部員への周知を徹底させる。
- ⑩ 必要に応じて、部顧問会を設ける。部顧問会は、管理職、生徒指導主事、各部顧問で構成し、必要に応じて副顧問も加えることができる。

(4) 活動時間・休養日等について

- ① 活動時間は、平日は長くとも2時間、休日の活動は3時間を原則とする。尚、平日の活動開始時刻と終了時刻、下校時刻は次の表のとおりとするが、日没を考慮し弾力的に運用する。

【 部活動時刻表 】

| 期 間 | 終了時刻 | 下校時刻 |
|----------------|-------|-------|
| 4月～8月 | 18:30 | 18:45 |
| 9月～秋季中体連(地区大会) | 18:15 | 18:30 |
| 秋季中体連～11月 | 17:45 | 18:00 |
| 12月～1月 | 17:30 | 17:45 |
| 2月 | 17:45 | 18:00 |
| 3月 | 18:00 | 18:15 |

* 長期休業中は、別途計画に沿って行う。

- ② 家庭の日及び土日の休養日については下記の通りとする。(西都児湯地区中体連の規定による)
 - 「家庭の日(第3日曜日)」は、大会等特別な場合を除き、休養日とする。なお、3連休以上の中日に「家庭の日」が入る時は、その連休の中で振り替えることができるものとする。
 - 原則として、土・日のいずれかを休養日にあてることとする。その場合、家庭の日も休養日の1日と数える。ただし、土・日の2日にわたり大会が実施される場合を考慮し、2か月を1単位として、8日程度の休養日を設けることとする。
 - 土・日両日ともに大会などがあり、休養日を設定できないときは、その週の中で必ず休養日を設定する。なお、この休養日については、土・日の休養日1日とは別とする。
- ③ 平日に週1回程度、リフレッシュデーとして、学校全体での休養日を設定する。ただし、大会参加等のため練習が必要な部については、事前に職員会で検討した後に校長の承認を受けて練習することができる。その場合は、その前後の週の中で、代わりとなる平日の休みを設けなければならない。
- ④ 中間テスト3日前、期末テスト5日前(土日祝日を含む)は練習を中止して学習に専念する。但し、中体連関係の試合と九州大会や全国大会につながる協会主催の試合が近い場合のみ校長の許可のもと、短時間の練習を認めることもある。また、テスト前部活動禁止期間中の試合参加も上記大会に限る。
- ⑤ 活動時間の延長の必要がある場合は、顧問はあらかじめ部活動延長願いを部顧問会に提出し、校長が許可した場合にのみ(中体連大会に限り、1週間前より30分程度の延長を原則として)認められる。保護者の承諾書、保護者の送迎が必要となる場合もある。

- ⑥ 顧問・副顧問が出張等で不在の場合、原則として活動は中止する。但し、他の職員または、外部指導者が対応できる場合は活動することができる。

(5) 部活動の入部・退部等について

- ① 原則として、全員に入部を奨め、年度途中の退部や転部は認めない。ただし、教育的配慮を必要とする場合は、関係のある部活動顧問、部活動担当者、学級担任等で協議し、認める場合もある。
- ② 入部は、生徒の入部願い、保護者の同意書を学級担任を通じて希望する部顧問に提出し、これを受理されて入部が認められたものとする。
- ③ 2・3年生が、前年度から継続して同じ部で活動する場合も、年度当初に必ず入部願いを提出する。その場合の提出期限は始業の日から概ね1週間以内とする。
- ④ 1年生の入部については、対面式での部活動紹介、見学・体験入部の期間を経て、概ね4月末までを入部願いの提出期限とする。
- ※ 入部に迷いがなく、その部活動への入部の意志が固い者については、対面式での部活動紹介後の入部手続きを可能とする。
 - ※ 1年生の体験入部期間中の練習時間は17時30分までとする。また、その期間の土日祝日の練習については原則、参加は認めないものとする。但し、入部届提出後は、この限りではない。
- ⑤ 退部は、退部願いに明確な理由を書き、保護者、学級担任、部顧問の同意を得て、部活動担当者に提出する。
- ⑥ 中体連主催の大会に出場する、柔道、剣道のクラブ生については、別紙「クラブ所属届」を部活動担当者に提出する。

(6) 部活動生の心得

- ① 部活動生は、部活動と学習を両立できるように努力する。
- ② 宿題等の学習面、学校行事、生徒会活動、委員会活動や係活動を優先する。それらをきちんと済ませてから、部活動に参加する。
- ③ 更衣は指定された場所で行う。また、部室の整理整頓に心掛け、清掃をも定期的に行う。
- ④ 原則として、活動中の飲食はしない。また、下校中の買い食いは絶対しない。
- ⑤ 部活動時の服装は、各部で指定されたものとする。練習試合や大会出場時も同様である。
- ⑥ 校外に出た場合には、学校や部の代表としての自覚をもち、礼儀正しく行動し、周囲に迷惑をかけることのないよう誇りを持った言動を心がける。また、地域活動やボランティア活動への積極的に参加を心掛ける。

(7) 休日の活動について

- ① 休日の部活動での飲料水は、原則として水筒を持参する。飲み物については水、お茶、スポーツドリンクに限る。
- ② 休日の部活動の行き帰りにおいても、コンビニやスーパーなどに生徒だけで立ち寄ることは禁止とする。

- ③ 自転車通学生以外でも自転車で移動して活動する場合は、必ずヘルメットを着用する。
- ④ 大会や練習試合等で弁当や飲み物が必要な場合は、生徒だけでコンビニやスーパーなどに買いに行くことは原則禁止とする。また、飲食の場所については、顧問の指示を守る。
- ⑤ 弁当以外の食べ物(補食や差し入れ)については、顧問と後援会が共通理解のもとに実施する。(必要以上の差し入れ等を行わない。また、個人的に持ち込むことは禁止とする。)